本

籍

金

沢

市

東

力

丁

目

八

番

地

判

決

亚

成

年

(b)

第

Ξ

号

傷

害

被

告

事

件

平

成

年

月

日

宣

告

裁

判

所

書

記

官

矢

野

18

分類番号 保管(存)番号 上訴第2号 20

下

平

豪

出

席

0

上

審

理

次

0

2

お

ŋ

判

決

す

る。

右

0

九

住 居 金 沢 市 北 安 江 町 四 七 九 番 地

職 業 建 設 作 業 員

昭 和 Ξ 九 年 月二六 秀

日

生

樹

者 に 対 す る 頭 被 告 事 件 に 2 VI T 裁 判 所 は、 検 察 官

主 文

頁

被 告 人 を 懲 役 年 八 月 12 処 す る。

未 決 勾 日 数 中 六 0 日 を 右 刑 に 算 入 す る。

理

由

な る き 事 実

泉 樫 が 被 丘 告 丁 店 目 人 は 駐 四 車 五 平 番 場 成 に 地 お 所 い 年 T 在 0 月 安 ス 日 健 19 午 次 後 郎 九 7 時 当 五 ケ 分 時 ツ 六 ろ、 四 金 に 沢  $\equiv$ 対 市 久 富

0

1

約

0

日

間

を

要

す

3

頭

部

顔

面

打

撲

傷、

口

内

裂

傷、

肘

擦

過

傷

0

害

を

負

わ

世

た

to

0

0

あ

る。

付

近

を

足

げ

た

9

1

3

暴

行

を

加

え

0

7

同

12

通

院

加

療

そ

0

顔

面

を

手

け

N

6

複

数

口

殴

7

転

倒

さ

世

た

19

そ

0

前

頭

部

頁

平成12年9月22日 上告菲却決定 確定

就定未決 2 日祖算

(証拠の標目)

含 8 カコ 0 証 拠 内 等 0 関 係 号 力 甲 Z F. に 0 お 付 け さ 3 れ 検 た 察 数 官 字 は、 請 求 証 後 拠 記 番 累 号 犯 を 前 示 科 す。 欄 を

一被告人の当公判廷における供述

被 告 人 0 検 察 官 \_ Z 8 ~ 及 び 司 法 警 察 員 \_ Z 3 に 対 す

各供述調書

安 藤 健 次 郎 12 す る 供 述 調 書 甲 15

司 法 警 察 員 作 成 0 実 況 見 分 調 書 = 通 甲 5 7

司 法 警 察 員 作 成 0 写 真 撮 影 報 告 書 甲 3

司 法 察 員 作 成 0 搜 查 報 告 書 ~ 医 師 吉 田 千 尋 作 成 0 断

添付のもの。 甲2

三頁

四頁

(累犯前科)

姦 前 執 行 0) 被 科 罪 告 を 調 受 12 人 書 よ け は \_ 終 Z 19 10 わ 懲 平 役 0 成 12 た 四 匹 よ to 年 年 0) に 0 八 で 処 T 月 あ せ れ 2 5 日金 て、 れ、 を 認 沢 平 右 8 地 る。 成 事 方 実 九 裁 は 年 判 検 所 月 察 で 七 害 官 日 右 作 刑 準 成 0 強 0

(法令の適用)

五 中 年 七 告 役 刑 人 12 に 0 を よ 処 判 選 19 示 択 再 所 犯 L 同 訴 為 た 法 0 訟 上、 は 加 刑 重 用 法 前 条 を は 記 刑 を 0 た 0 適 事 四 刑 前 用 訴 科 条 期 訟 が 12 T 0 法 該 あ 範 未 当 囲 る 決 す 0 内 勾 6 3 留 0 被 同 5 日 法 告 数 項 ろ、 人 五 中 た 六 を 六 条 所 懲 0 定 役 日 項 刑 を を

•

適 用 T 被 告 人 12 負 担 さ せ な Vi ٢ Ł F す 3

な 提 棄 起 VI 却 な \$ を を な 0 は 求 U 7 8 被 認 8 3 告 8 7 旨 6 す 主 は れ 3 張 3 検 す 本 0 察 る 件 0 官 が 公 0) 訴 右 事 本 提 件 件 起 0 主 処 全 が 張 理 資 不 は に 料 当 採 何 K ( 用 照 6 あ 違 5 3 な 法 な L F. い T 4 不 7 当 T 13 \$ 7 点 公 公 は 訴 訴

(量刑の理由)

VI け 5 る 本 事 件 0 案 暴 は 0 行 あ 被 を る。 告 加 え、 人 から 加 療 夜 約 間 \_ 0) 0 駐 日 車 間 場 を 0 六 要 す 匹 3 歳 傷 0 害 知 を 人 男 負 わ 性 世 12 た 殴 E 3

淮 強 右 姦 0 事 犯 件 行 Ci は 0 服 被 役 告 後 人 to カミ 同 前 事 記 件 0 0 被 な 害 9 女 性 犯 方 前 12 科 繰 F 1) な 返 る 雷 傷 話

五

頁

六

頁

刑 極 2 あ 煮 す 0 事 8 0 0 p る 0 責 T 妻 7 な 任 厳 0 5 た E は 深 犯 れ 同 L 情 相 VI 刻 る 女 7 甚 当 \$ な p 0 執 苦 だ 12 0 父 よ 重 から 悩 悪 立 親 5 VI あ 12 質 腹 カコ に 7 3 根 6 7 接 ざ VI 7 11 7 右 触 わ 5 7 0 を ざ 等 た ほ 方 行 試 3 0 処 カコ 的 動 4 を 事 罰 な な を 続 得 情 感 VI 暴 非 け な に 情 行 難 た VI \$ 12 加 に さ 举 照 は え 及 n げ 当 て、 句、 5 N -す 然 だ 犯 Ł 0 本 7 罪 ほ 7 件 者 VI 7 被 被 7 5 \_ ほ な 告 害 \$ な 2 人 から 者 0) E 業 6 p 0 0 7 を

公 負 傷 な 判 程 VI を 7 旨 通 度 4 述 じ、 \$ る ٤, 幸 ~ 今 T VI 後 \_\_ 軽 他 は 定 微 方 \_\_ で、 な 0 度 反 \$ 省 7 本 0 被 件 0 12 害 情 暴 7 を 者 行 ど 家 態 示 ま 族 様 0 12 た が T 7 比 VI 自 Ł, 6 較 3 接 的 7 触 被 単 等 を 告 純 0 义 人 0 被 3 が 被 告 害 Ł 搜 者 は 查 0

ために 酌 むべき事情も存することを十分考慮しても、 被告人を

主文程 度 0) 懲役 刑 に 処す る 0) する。 は p むを得ない。

(求刑 懲役二年)

ょ

0

て、

主文

0)

7

おり判決

弁護 人 (国選) 野田 政 仁

成 年 一二月二

日

平

金沢地方裁判所

判官

川賢司

t 頁

これは謄本である 平成 15年2·1月 日

金沢地方檢察庁檢察事務官 河

京東